# 大阪狭山市自治基本条例について

平成21年 条例第9号



# 自治基本条例が めざすもの

自分たちにできることは、 話し合って、協力して、 自分たちで解決しながら まちづくりをめざします。

(市民自治の確立)



自治基本条例は、誰もが主体的にまちづくりに参画し、 市民自治を確立するための基本原則をさだめています。

# 市民自治の基本原則とは?

### 市民参画

市は市民参画制度の整備に努め ることで、市民の参画を保障する ものとします。

## 情報の共有

まちづくりを推進する上で必要な 市政に関する情報を市民、議会、 市で共有するものとします。



### 協働

市民、議会、市はお互いを尊重し、 共通の目的を達成するために、協 力しあうことで、よりよいまちづくり を推進するものとします。

#### 人権の尊重

市民、議会、市は、市民一人ひとり の人権を尊重するものとします。

#### ①知る権利

- ●市民は、市政に関する情報について知る権利 を有します。
- ② 市政に参画する権利
  - 市民は、市政に参画する権利を有します。

#### ①まちづくりの努力

- ●市民は、協力しながらまちづくりを推進するよ う努めなければなりません。
- ②まちづくりへの積極的な取組
  - ●市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづ くりに取り組むよう努めなければなりません。



http://www.city.osakasayama.osaka.jp/

#### 問い合わせ

大阪狭山市役所 政策推進部 企画グループ 〒589-8501

大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

**TEL** 072-366-0011 072-367-1254

Email kikaku@city.osakasayama.osaka.jp

# 見直しを検討する まちづくり円卓会議条例について

平成25年 条例第3号

# まちつくり円卓会議とは

市では、多くの市民に身近なところからまちづくりに 主体的にかかわる、市民自治への契機づくりの場とし て地域内の自治会、住宅会、NPO、市民活動団体、事業 所などが、中学校区単位で自主的に一堂に会して、まち づくりについて話し合い、実行していくという意味を 込めて「円卓会議」と呼んでいます。

## 市民 **NPO** 自治会 円卓 会議 市民 事業所

支援

行政

対等な立場で、互いの役割を

理解し、協働して行う。

## 円卓会議の目的

「地域のことは地域で考える」ことを実践する ため、様々な取り組みが進められています。

01市民自治の推進

わがまちに関心をもってもらうこと、身近なところからまちづくり に主体的に関わるきっかけづくりを目的としています。

活動団体

市民活動団体間の 交流促進

これまでは連携した活動があまりなされなかった地縁型団体と テーマ型団体の融合により、団体の相互理解、新たな取組、新た な人材発掘を目的としています。

03 市民間の交流促進

人と人との出会いの場として、地域内コミュニティをよりよいもの にすることを目的としています。

# 事業内容

- ●地域コミュニティの育成に関する事業
- ●地域福祉の増進に関する事業
- ●環境に関する事業
- ●防犯・防災等に関する事業
- ●その他、校区のまちづくりにつながる事業

「まちづくり円卓会議」は、住民のみなさ んで地域の問題を話し合い、地域に必要と考え られる事業について、市に提案を行う、又は独自 でその事業を実施するしくみとなっています。

#### づくり円卓会議条例の 詳しい情報は、 市ホームページで ご覧いただけます。





http://www.city.osakasayama.osaka.jp/

#### 問い合わせ

大阪狭山市役所

市民生活部 市民協働推進グループ

大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の1

**TEL** 072-366-0011 **FAX** 072-366-0051

Email shimin-kyodo@city.osakasayama.osaka.jp

# 大阪狭山市まちづくり円卓会議条例

#### 目的

第1条 ▶ この条例は、大阪狭山市自治基本条例(平成 21 年大阪狭山市条例第 9 号)の趣旨に基づき、市民がまちづくりの重要な課題について話し合うために対話及び交流の場として設けるまちづくり円卓会議(以下「円卓会議」という。)の運営を支援するための基本的な事項を定め、もって市民が主体的にまちづくりに参画し、大阪狭山市における地域内分権の推進を図ることを目的とする。

#### 定義

**第2条**▶この条例において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

- ①市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者 及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団 体をいう。
- **2円卓会議** 中学校区(以下「校区」という。)内の市民で構成され、自律的な運営が継続して行われる1校区を単位としたひとつ限りの組織をいう。
- ③ 地域内分権 校区内における共通の課題を迅速かつ 効果的に解決するため、それぞれの円卓会議が自分たちの校区は自分たちでつくるという意識をもって活動し、その活動を市が支援する協働のまちづくりを行うことをいう。

#### 基本理念

**第3条**▶校区のまちづくりを進めるに当たっては、円卓会議及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、協働して行うものとする。

#### 市の役割

第4条▶市は、基本理念に基づき、円卓会議の自主性及び自立性を尊重するとともに、その運営を支援するための必要な施策を講じるものとする。

#### 市民の役割

第5条▶市民は、基本理念に基づき、校区のまちづくりへの関心を高めるとともに、積極的にこれに参画するものとする。

#### 円卓会議の役割

第6条 ▶ 円卓会議は、校区内のすべての市民に開かれた ものとし、校区におけるまちづくりに関する議論と合意 に基づく市への事業提案等を行い、継続して校区のまち づくりの推進を図るものとする。

#### 円卓会議の要件

第7条▶円卓会議は、次の各号に掲げる要件のいずれに も該当する組織とする。

- ①名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他円卓会議を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
- 2円卓会議の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- **2**▶円卓会議を設立し、その代表者を選出したときは、 規則で定めるところにより、市長に届け出るものとす る。その届け出た事項を変更したときも同様とする。

#### 地域ビジョン

第8条▶円卓会議は、校区のまちづくりを継続的かつ計画的に実施するため、校区の将来像及びそれを達成するための事業計画(以下「地域ビジョン」という。)の策定に努めるものとする。

**2**▶市は、円卓会議が策定する地域ビジョンを尊重するとともに、各種計画及び施策に反映させるよう努めるものとする。

#### 円卓会議の事業

**第9条**▶円卓会議は、前条の地域ビジョン等に基づき、次の各号に掲げる事業の中から必要な事業を行うものとする

- **1** 地域コミュニティの育成に関する事業
- 2地域福祉の増進に関する事業
- 3環境に関する事業
- 4 防犯、防災等に関する事業
- ⑤前各号に掲げるもののほか、校区のまちづくりにつながる事業

#### 円卓会議への支援

第10条▶市は、前条の事業が円滑に進むよう必要な情報の提供、助言、財政的な支援その他の環境の整備に努めるものとする。

**2**▶市は、前項の規定に基づき、財政的な支援を行うに当たっては、その内容及び手続について規則等で定めるものとする。

#### 相互交流

第 11 条 ▶ 市は、円卓会議が校区のまちづくりについての成果を発表し、相互に交流できる機会を設けるよう努めるものとする。

#### 活動の制限

第12条▶円卓会議は、大阪狭山市市民公益活動促進条例 (平成14年大阪狭山市条例第13号)第2条第1項各号に規定する活動をしてはならない。

#### 円卓会議の法人化

第 13 条 ▶ 円卓会議は、自らが権利及び義務の主体となり、公益性の明確化等基盤の強化を図るため、法人格の取得に努めるものとする。

#### 情報の公開と個人情報の保護

第14条▶円卓会議は、その事業に関する透明性を確保し 説明責任が果たせるよう、その保有する情報を積極的に公 開するとともに、個人情報の保護に努めるものとする。

#### 事業の評価

**第 15 条**▶円卓会議は、その事業に対して自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

#### 条例の見直し

第16条▶市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、必要に応じ見直すものとする。

**2**▶市長は、前項の検討及び必要な見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴かなければならない。

#### 委任

**第17条**▶この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 ▶この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 参考 「市民公益活動」とは

#### 定義

第2条▶この条例において「市民公益活動」とは、市民が 自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であっ て、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること を目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化 育成することを主たる目的とする活動
- ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する ことを主たる目的とする活動
- ③特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

「大阪狭山市市民公益活動促進条例」より抜粋

各中学校区の取組み状況を 地域コミュニティ誌の 発行を通じて お知らせしています。



特定非営利活動法人 南中学校区円卓会議

南中 円卓会議ニュース





